「平成25年度版 税務インデックス」正誤表

P14 【バリアフリー改修工事】

(誤)	平成25年1月~平成26年3月	150万円	10%	15万円
(正)	平成25年1月~平成26年3月	200万円	10%	20万円

平成25年5月30日に財務省より、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間の入居に ついては、150万円に読み替える経過措置の規定をすべきところが、規定もれとなっていた、 と発表されました。よって、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間の入居について も自己資金でバリアフリー改修工事をした場合の改修工事の限度額を「200万円」とする現 行の条文の通りに実施することとなっています。

また、これにともないP160の一番下にある控除額は、(最大20万円)となります。

P95 組織再編成に伴う資産の取得価額 (2) 有価証券

- (誤) (株式交換、株式移転は P90 参照)
- (正) (株式交換、株式移転は P94 参照)

P121 退職所得 確定申告表中

- (誤) **20%**の源泉徴収税額の…
- (正) 20.42%の源泉徴収税額の…

P121 退職所得控除額(太字部分を追加)

勤続年数(A)	退職所得控除額	
20 年以下	40 万円×A <u>(80 万円に満たない場合は 80 万円)</u>	
20 年超	800万円+70万円× (A-20年)	

(注) 勤続年数の期間に1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げ。

(注) 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の 方法により計算した額に100万円を加えた金額。

P160 ②バリアフリー改修工事(控除額)

- (誤) 控除額(最大15万円)
- (正) 控除額(最大20万円)

P222 贈与税の納税猶予額の計算方法

(誤)	2	贈与財産を(A)のみとみなした場合の贈与税額	ないものとみなす
(正)	2	ないものとみなす	贈与財産を(B)のみとみなした場合の贈与税額

P228 貸家建付地

- (誤) 自用地評価額一(1-借地権割合…
- (正) 自用地評価額× (1-借地権割合…

P234 (注1) 株式保有特定会社

(誤) 総資産に占める株式等の保有割合 **25%**以上 50%以上 50%以上 (正) 総資産に占める株式等の保有割合 **50%**以上 50%以上 50%以上

平成 25 年 5 月に国税庁より、東京高等裁判所の平成 25 年 2 月 28 日判決を受け、財基 通 189 (2) における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準を「25% 以上」から「50%以上」に改正しました、とホームページ上で発表されました。

P.243 表中(※平成24年度版からの間違いで修正漏れでした。深くお詫びいたします。)

- (誤) 18~20 1冊につき
- (正) 18~20 1年ごとに

以上、お詫びして訂正いたします。